

平成二十二年三月五日受領
答弁第一六七号

内閣衆質一七四第一六七号

平成二十二年三月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出インフルエンザのワクチン接種に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出インフルエンザのワクチン接種に関する質問に対する答弁書

一について

本年二月十九日に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会が取りまとめた「予防接種制度の見直しについて（第一次提言）」（以下「第一次提言」という。）においては、新型インフルエンザ対策として緊急に講ずべき措置として、「新たな臨時接種」の類型の創設、新型インフルエンザ等の世界的な大流行（パンデミック）への対応及び新型インフルエンザワクチンの定期接種化が提言されている。また、予防接種制度全般の見直しについて議論が必要と考えられる事項が掲げられている。

御指摘の「新設するワクチンの臨時接種制度」については、第一次提言において、「今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る予防接種や、今後発生する可能性のある別の新型インフルエンザに係る予防接種を法的に位置付けられた事業として実施できるよう、新たな臨時接種の類型（以下「新臨時接種（仮称）」という。）を予防接種法に設けるべきである。」との提言がなされているところである。

二及び三について

お尋ねについては、第一次提言を踏まえ、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）を改正する方向

で検討しているところであるが、現時点では、その成案が得られていないため、お答えすることは困難である。

四について

二及び三についてでお答えしたとおり、予防接種法を改正する方向で検討しているところであり、その成案が得られ次第、今通常国会に提出する予定である。